



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局

配布日時

平成30年5月9日

14時00分

資料配布

件名

建設業の事業継続計画（BCP）の更新

新たな申込要領による申請の開始

～平成30年度（第1回）新規及び更新の受付を開始～

概要

【建設業事業継続計画とは】

大規模自然災害に対して、社会基盤の二次災害防止や緊急対応、早期復旧・復興を図るため、建設会社等が自社の被害を軽減し、早期に通常業務に復帰するための災害対応力の強化を図る計画

○新規及び更新の受付を開始します。

○昨年の申請から、更新手続きの会社は認定期間が3年になっています。（新規は2年）

○現実に即し、作成労力の軽減をはかるため、昨年3月の認定委員会において、申込要領の大巾な改善を実施しました。

○更新受付は平成28年10月1日認定会社258社が対象となります。

【受付内容】

○対象工種：全工種

○申込み期間：平成30年5月15日～平成30年7月17日

○認定予定日：平成30年9月下旬

【BCP認定のインセンティブ】

認定された建設会社等は、総合評価落札方式（施工能力評価型）の総合評価項目で1点の加点対象となります。

取扱い

配布場所

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局

企画部 防災課

課長

きむら よしのり
木村 佳則
いのうえ たかし
井上 貴嗣

課長補佐

TEL 06-6942-1575（直通）

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

課長

かねだ しんじ
兼田 伸二
あさか ともあき
浅香 智昭

専門官

TEL 078-391-3101（直通）

近畿地方整備局災害時建設事業継続力認定制度

■目的

昨今発生している大規模自然災害のほか、近い時期に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。

また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

このため、建設業の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進するために、平成24年から各会社で行っている取組みを近畿地方整備局において認定することとしています。

認定を受けられた建設会社等は、災害時の事業継続力を備えている会社として信頼性や社会的評価の一層の向上につながるものと考えており、建設会社等は、事業継続計画（BCP）策定に取り組んで頂き、もしもの時に成果が発揮されることを期待するものです。

【受付内容】

○対象工種：全工種

○受付期間：平成30年5月15日（火）～平成30年7月17日（火）

○認定予定日：平成30年9月下旬

○認定期間：新規）平成30年10月1日より2年間
更新）平成30年10月1日より3年間

○提出書類：事業継続計画書及び各種様式

詳細及び様式等の資料のダウンロードは近畿地方整備局ホームページをご覧ください。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/kensetubcp/index.html>

○港湾空港部へ提出される場合、事前にTELによる確認をよろしく願います。

【BCP認定のインセンティブ】

認定された建設会社等は、総合評価落札方式（施工能力評価型）の総合評価項目で1点の加点対象となります。

【申込要領等の主な改訂点】

現実に即し、作成労力の軽減をはかる目的で、各府県建設業協会にヒヤリングを実施し、認定委員会の審議を経て、申込要領を大巾に改善した。主要な改訂点は以下の通りです。

- ・関東地方整備局の準備書を参考資料としていたが、作成業務量が不明確であり、削除した。
- ・福井県建設業事業継続計画（簡易版）の提出も可能であることを明記した。
- ・様式4を削除し、目的、趣旨、基本方針を本文に記載するように変更した。

- ・「A-2 重要業務の選定(影響度比較表)」を削除した。
- ・「A-3 災害発生後の重要業務の対応」における完了(目標)時間について、「速やかに」の例示を追記し、完了(目標)時間を無理な数値化を避けた。
- ・「B-2 費用のさほどかからない対策」に重要な情報のバックアップを追記
- ・「D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な関係先の連絡先」について、個人情報、社外秘等を考量し、黒塗り、別ファイルの記載を追記した
- ・「様式-3 E 人員と資機材の調達 E-1 ①、②」について、関係会社等が保有している人員や資機材は削除した。

■これまでの経過
平成 24 年 6 月 制度発足

